

東 警 協 発 第 2 1 3 号

平成 2 3 年 4 月 1 3 日

会 員 各 位

(社) 東京都警備業協会

会 長 武 居 澄 男

被災地等における安全・安心の確保対策の推進について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当協会の運営に格別なご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、東北地方太平洋沖地震の被災地並びに福島第一及び第二原子力発電所事故に係る避難指示対象地域等において、混乱に乗じた犯罪等の発生が懸念されていることに鑑み、政府では、本年3月31日、犯罪対策閣僚会議の下に「被災地等における安全・安心の確保対策ワーキングチーム」を設けた上、関係省庁が連携し、被災地等における安全・安心の確保に係る総合的な検討をしてきたところ、別紙1のとおり「被災地等における安全・安心の確保対策について」が取りまとめられました。その詳細な内容は、別紙2「被災地等における安全・安心の確保対策」のとおりです。

それを踏まえ、特に警備業に関して、別添のとおり警視庁生活安全総務課長から適正な警備業務の実施に関する標記文書（要請）がまいりました。

つきましては、会員の皆様には、生活安全産業として位置付けられている警備業が、本要請文書に示されているような不適正な警備業務の提供により、苟も国民の信頼を失うようなことがないように、経営者等会社幹部自らが契約内容等を把握するとともに、社員全員に、かかる内容を周知徹底の上、適正な警備業務を実施して頂きますようお願い申し上げます。

なお、協会ホームページにも掲載しておりますことを申し添えます。

※ 要請文書の別添「被災地等における安全・安心の確保対策について」は、本文書の別紙1「被災地等における安全・安心の確保対策について」及び別紙2「被災地等における安全・安心の確保対策」と同一内容であることをご承知おきください。



生総・営1第1854号

平成23年4月11日

社団法人東京都警備業協会会長 殿

警視庁生活安全部
生活安全総務課長



被災地等における安全・安心の確保対策の推進について(要請)

貴協会におかれましては、平素から警察行政各般にわたりご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東北地方太平洋沖地震の被災地並びに福島第一及び第二原子力発電所事故に係る避難指示対象地域等において、混乱に乗じた犯罪等の発生が懸念されていることに鑑み、政府では、本年3月31日、犯罪対策閣僚会議の下に、「被災地等における安全・安心の確保対策ワーキングチーム」が設立され、関係省庁に対して、別添、「被災地等における安全・安心の確保対策について」によって、震災に便乗した悪質商法等の防止対策と適正な対応への取組みが示されたところであります。

警備業については、被災地等における警備業務の提供に際して、契約先の危難等に乗じ、「警備業務の内容」、「警備料金」、「その他の契約事項」等について十分な説明を行わないまま契約し、後日、法外な警備料金等を請求するといった事案が懸念され、適正な警備業務の実施を阻害するおそれがあります。

当庁といたしましては、このような警備業者に対しては、警備業法第19条(書面の交付)違反のおそれが認められることから、事実関係を調査した上で、営業停止処分を含めた行政処分の適用を検討するほか、あらゆる機会を通じて警備業法を遵守した適正な警備業務について指導の徹底を図っていくこととしています。

貴協会におかれましても、このような情勢をご理解の上、協会加盟の各警備業者に対して、「被災地等における安全・安心の確保対策」に資するため、適正な警備業務の実施について周知徹底していただきますようお願い申し上げます。

特に警備業務については、「雇用創出のための基金事業を活用した警備員等による警戒活動」の項目が盛り込まれており、避難所等における警戒活動が想定される状況にあることから、重ねてお願い申し上げます。